別記様式第５号

　　　　　（表面）

|  |
| --- |
| 福岡県農薬指導士 |
| 認定番号　　第　　　　　　号  氏　　名  認定期間　　　　　年　　　月　　　日　　まで  上記の者は、福岡県農薬指導士認定事業実施要領第２の２の規  定による福岡県農薬指導士であることを証明する。  　　　年　　　月　　日 |
| 福岡県知事 |

　　　　　（裏面）

|  |
| --- |
| 福岡県農薬指導士認定事業実施要領抜粋  第２　事業の実施  １ 農薬指導士の任務  農薬指導士は、農薬の販売に当たっては、農薬使用者に対し次に掲げる事項について指導又は助言を行い、防除業務に当たっては、次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進する。  (1) 農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）その他農薬に関する法令の遵守  (2) 農薬の特性を踏まえた適正な使用  (3) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止  (4) 農薬取締法第２５条に規定する農薬を使用する者が遵守すべき基準等  に基づく農薬の安全使用  (5) 農薬取締法第２６条の規定に基づき指定された農薬の安全使用  (6) 農薬の適正な保管・管理  (7) 毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）に基づく毒物又は  劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用  (8) 事故が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用  (9) 知事が定めた病害虫、雑草防除基準等に基づく病害虫、雑草の防除  (10) その他農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めたもの |

　　　 （大きさ　縦５５ｍｍ×横９１ｍｍ）